

意思決定支援について

～罪を犯した障害者の意思決定支援～

ひつじ雲が秋空を走る平成 28 年 10 月 20 日（木）に第 220 回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは「意思決定支援について～罪を犯した障害者の意思決定支援～」。

発言者はひびき法律事務所 弁護士 河原 一雅さんです。『意思を実現する過程』『人権保障の基本』『支援の現状』『障害者権利条約も批准』『意思決定支援の基本』『成年後見制の問題点』『精神障害者の意思決定支援』『罪を犯した障害者の不幸』等についてお話して頂きました。

河原さんは“権利擁護・市民後見センター所長”としても、成年後見業務に携わる中で、「認知症のある高齢者や自閉症の方で、うまく会話が出来ず意思の疎通ができないと思っていた方の中にも、本当はその人なりの意思や意向があり、後々自分のした業務がその方のしてほしい方向になっていなかったのではないかと申し訳なく思う事柄もあった」とのことでした。そして「是非一度読んで頂きたい。今後の業務に役立つのではないかと思います」とのことです。1 冊の本*1を紹介して頂きました。

また、「障害者の権利条約が批准されて以降、“障害者基本法 23 条”“障害者総合支援法第 42 条”“知的障害者福祉法第 15 条の 3”に【**障害者の意思決定に配慮**】することが盛り込まれ、国会レベルでも認識されているが、果たして現実社会でそうなっているかは甚だ疑問で、これから段々とそういう社会に変えていかないといけない。そして【**障害者の意思決定の尊重**】が脚光を浴びている今、我々弁護士が【**障害者の意思決定支援**】を意識して活動しないといけない」とのことでした。

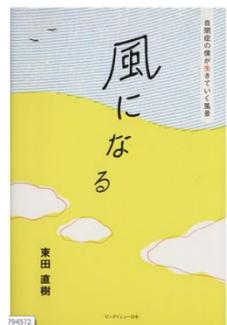
“イギリスの意思決定能力法*2”や“サウスオーストラリア州意思決定支援*3”について弁護士会有志で視察に行った時の話もして頂きました。「実際の成果を見て、“意思決定できないと思われていた人も支援すればできる”と実感した。海外での制度は日本では制度にして設けるには難しいところがあるかもしれないが、やろうと思えば実践できる可能性があると思っています。障害者自ら意思が尊重され、決めたことで自信・満足感が得られ、次の意思決定につながる。結果はついてくる」とのことでした。日本の現実では決めるのは本人ではない場合が多く“本人が意思決定出来ないから代わりに決めるんだ”と安直な考えが、家族、関係者は本人の意志に必ずしも合致していないことがあることを認識してほしい」とのことでした。

今回は意思決定支援の基礎的な部分を主にお話して頂きましたが、“意思決定支援について表記されていない精神保健福祉法が今後どう変わっていくのか、本日の副題である～罪を犯した障害者～に今後【**意思決定支援**】をどうつなげていくのか”が課題とのことで、「今までの現状では、罪を犯した障害者や高齢者の支援にあたっては司法と福祉がお互いのことを知らずつながりがなかったが、最近特に累犯障害者・高齢者が司法と福祉の共通の問題点ということもあり、罪を犯した障害者・高齢者の取り組みがようやく始まっている。今日の支援研究会でも司法関係者の参加があり、司法と福祉の連携の出発点であると思っている」とのことです。「罪を犯した人の人権保障というと一般の人から反発があるかもしれないが、司法と福祉が連携して罪を犯した人の人権を保障していくことが出来れば犯罪の抑制となるのではないかと」と強調されました。

会場からは、親亡き後等、「後見人に関する相談はどこに行けばいいか」とのご質問がありましたが、「相談支援事業者等で関係機関につないでもらうか、北九州成年後見センター“みると”や法テラスにご相談頂ければ」とのことでした。

冒頭の恒例のグーチョキパーアンケートによると、意思決定支援に関する話を聞くのが“この支援研究会がほぼ初めて”という方が多かったようです。法律は難しい、苦手という意識はあると思いますが、テーマに関係なく「まずは話を聞きに行ってみよう」と思って頂ける支援研究会でありたいと思っています。

尚、本日の参加者は 48 名。内新規の方は 17 名でした。ありがとうございました。



*1 「風になる」
東田直樹氏

*2 イギリス意思決定能力法

イギリスは2005年にMCA (Mental Capacity Act, 意思決定能力法) が制定されている。同法は、生活全般に関して意思決定に困難を有する本人に対する意思決定支援を追求し、意思決定支援が写きたところから代行決定が行われるとして、そのための手続的仕組みの整備を行っている。MCA は、意思決定支援に関して一つの理想的な制度を定めているとの評価がされている。

引用：日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書 より

*3 サウスオーストラリア州意思決定支援

本人の希望に従い必要なサポーターを招集し本人の希望を実現させる支援の方法などについて本人との間で同意書を作成し、関係事業者や地域住民などを巻き込んで本人の意思を実現させる。 引用：河原氏当日配布資料より



※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>

けんたくん

しえんちゃん